

2019年3月1日

マックスバリュ九州株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定について

マックスバリュ九州株式会社は、非正規雇用を含めたあらゆる雇用形態で働く従業員が、仕事と子育てを両立させ、その能力を十分に発揮できるようにするため、一般事業主行動計画を策定しましたのでご案内申し上げます。

【一般事業主行動計画の概要】

1. 計画期間 2019年3月1日～2021年2月28日

2. 取組内容と実施時期

取組1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする

男性社員 … 育児を目的とした休暇利用率を15%以上、
かつ取得者1名以上にする

女性社員 … 取得率を80%以上にする

- 2019年 3月～ 社内ツールを使用し、男性も育児休業・育児を目的とした休暇制度を利用することができることを全従業員へ周知
- 2019年 3月～ 管理職に向け定期的に案内し、対象社員を把握した場合は、制度の周知・休暇制度利用促進
- 2020年 5月～ 育児休業制度の周知を図ることを目的とした一般社員向けの研修を実施

取組2：復職後の継続雇用率90%以上にする

- 2019年 3月～ 産休前、育休中、復職前、復職後と1名に5回面談を実施し、復職後の不安解消・サポートにより両立支援を行う
- 2019年 7月～ 若手社員に対しキャリアイメージの形成を支援する研修を実施
- 2019年 7月～ 育児勤務者の集まりを開催し、問題点・改善点を調査
- 2019年 9月～ 社内報にて、育児勤務者を紹介し、情報提供・仲間意識を高める

取組3：年次有給休暇の取得日数7日間以上にする

- 2019年 6月～ 年次有給休暇の計画的付与システムの導入
- 2019年 6月～ 年間の年次有給休暇取得の策定